

最高裁判所（第一小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号 相続税更正処分取消請求上告受理事件
国側当事者・国（本郷税務署長）

平成26年3月13日不受理・確定

（控訴審・東京高等裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成25年10月16日判決、本資料
263号－183・順号12307）

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成25年5月30日判決、本資料2
63号－104・順号12228）

決 定

申立人	甲
申立人	乙
申立人	丙
上記3名訴訟代理人弁護士	浅見 東司 ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	森下 麻友美

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成26年3月13日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 金築 誠志

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 横田 尤孝

裁判官 白木 勇

裁判官 山浦 善樹